

認定個人情報保護団体に対する認定業務の適正な実施に関する 報告徴収の実施について

認定個人情報保護団体（以下「認定団体」という。）制度は、民間団体による自主的な取組を尊重し支援する仕組みとして平成 17 年の個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号。以下「法」という。）の全面施行時から設けられており、現在、44 の認定団体が活動している。

平成 29 年 5 月 30 日の改正法施行に伴い、従来、事業所管大臣に帰属していた認定団体の監督権限が個人情報保護委員会に一元化されたが、経過措置により、既に事業所管大臣の認定を受けている 42 の認定団体は、そのまま、委員会に引き継がれた。今般、改めて、監督権限一元化の趣旨を踏まえ、認定団体の認定業務の状況を個人情報保護委員会として包括的に確認することとする。

具体的には、団体を認定する際の基準（法第 49 条各号及び認定個人情報保護団体の認定等に関する指針（平成 29 年個人情報保護委員会告示第 7 号。以下「指針」という。）第 7 条）において認定業務の在り方が包括的に示されているため、この基準の趣旨を踏まえた活動の状況とその他の個人情報保護法令の遵守の状況について、下記のとおり、全認定団体に対し法第 56 条に基づき報告を求めることとする。

記

1. 対象団体

認定団体 44 団体（全団体）

2. 確認内容

法及び指針で定める認定の基準の趣旨を踏まえた活動の状況並びにその他の個人情報保護法令の遵守の状況

3. 実施時期

平成 30 年中に各認定団体に対し報告を求める旨の文書を発出する。報告期限は各認定団体が確認するために必要な十分な期間（概ね発出日から 1 か月経過後の適宜の日）とする。

4. 報告徴収後の対応

報告内容を精査し、改善が見込まれない不適合が認められる場合には命令（法第 57 条）等の必要な措置を講ずる。

以上